

後期高齢者の保険料軽減特例措置に関する意見書

後期高齢者医療制度は、従来の制度で指摘されていた現役世代と高齢者世代の費用負担の不公平性をなくし、世代間を通じた負担が明確で公平な制度として創設されました。

それ以来既に7年目に入り、この間、4年前に発生した東日本大震災によって、住まいを失い、あるいは、生業を失うなどの多大な被害を受けた被保険者は、復興事業の進行によって、不安定な生活から徐々に脱しつつあるものの、被災前の生活を取り戻すには、いまだ時間が必要な状況にあります。

こうした中、平成27年1月9日開催の第85回社会保障審議会医療保険部会において、後期高齢者の保険料の軽減特例措置を平成29年度から原則的に廃止していく方向性が示されました。

しかしながら、当該措置は、被保険者にとって、既に医療制度の一環として認識され、ここの負担軽減に大きな役割を果たしてきたものであります。

当該措置の廃止は、最大で、低所得者にあっては3倍、元被扶養者にあっては10倍の保険料増と大幅な負担となり、被保険者の生活に多大な影響を及ぼすことが予想されます。

よって、国会及び政府におかれては、下記の施策の実施に必要な財政上の措置を講じられるよう強く求めるものであります。

記

現行の保険料軽減特例措置について、平成29年度以降も、現状通り継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月18日

宮城県大河原町議会

提出先

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿

財 務 大 臣 麻 生 太 郎 殿
衆 議 院 議 長 町 村 信 孝 殿
參 議 院 議 長 山 崎 正 昭 殿